

家庭用飲用井戸（井戸水）の水質検査（令和8年度）のご案内

三原市生活環境課

飲用井戸は、年に1回以上、定期的水質検査を受けることが望ましいとされています。

三原市では、水道未給水区域等の家庭用飲用井戸を対象に、毎月1回、井戸水水質検査の受付をしています。検査の申込は1世帯につき年度に1回で、事前申込が必要です。

検査対象	給水区域外又は給水区域内で水道が整備されていない区域において、市民が自ら居住するために用いる住宅で日常的に飲用水として使用する井戸水(年度に1回限り)
検査項目	水道法の定める水質基準51項目のうち12項目の検査 【検査項目】一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、臭気、色度、濁度 ※新しく井戸を掘った場合は、水質基準全項目の検査を受けるようにしてください。
検査機関	広島県水道広域連合企業団三原事務所（三原市西野五丁目14番1号） 電話：0848-64-2121
令和8年度検査日	①4/7(火)②5/12(火)③6/2(火)④7/7(火)⑤8/4(火)⑥9/1(火) ⑦10/6(火)⑧11/10(火)⑨12/1(火)⑩1/5(火)⑪2/2(火)⑫3/2(火) ※申込期限は検査日の2開庁日前（例：検査日が火曜日の場合は前の週の金曜日。1月検査は12/28）
検査費用	3,000円
受付窓口（問合先）	生活環境課（本庁舎3階） 電話 0848-67-6179 本郷支所地域振興課 産業建設係 電話 0848-86-1116 久井支所地域振興課 産業建設係 電話 0847-32-7113 大和支所地域振興課 産業建設係 電話 0847-33-0229
その他	新しく井戸を掘った場合の水質検査、有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の水質検査※、三原市の検査対象以外の飲用井戸の水質検査 については、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関等へ直接問い合わせてください。 一部の検査は、三原食品衛生協会でも申し込みこともできます。 ■三原食品衛生協会 電話：0848-64-2910 住所：三原市円一町2丁目4-1 URL： https://miharafa.sakura.ne.jp/suisitukensa.htm ■国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（広島県ホームページ） URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/1179196562064.html ※令和8年4月以降、飲用井戸についても有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の水質検査を年1回以上受けることが望ましいとされています。

水質検査の申込方法



広島県
ホームページ



三原食品衛生協会

- 1 検査日の2開庁日前（例：検査日が火曜日の場合は、前の週の金曜日※）までに、受付窓口で検査申込をしてください。 ※1月検査の申込期限は12/28
- 2 申込受付時に検査容器を渡しますので、検査日の朝に採水してください。※採水方法は裏面参照
- 3 採水した検査容器はなるべく冷暗所で保管し、検査日の8：30～10：00に申込手続きをした受付窓口へ持ってきてください。
- 4 検査費用は、検査する井戸水を持参した時に受付窓口でお支払いください。
- 5 検査日に持ち込めなくなった場合は、申込手続きをした受付窓口へご連絡ください。

裏面につづく

検査結果

検査結果は、検査機関である広島県水道広域連合企業団三原事務所から約2週間後に申込者へ直接郵送されます。検査結果の内容に関する問い合わせは、広島県水道広域連合企業団三原事務所（0848-64-2121）へ連絡してください。

※井戸水は降雨など周辺の影響を受けることがありますので、今回の検査で基準に適合した場合でも、少しでも異常を感じたら飲用を中止してください。

採水方法

- 1 検査日当日に採水してください。（汲み置きはしないでください）
- 2 採水前に5分程度水を流し、管内のたまり水を捨ててください。
- 3 申込受付時にお渡しする、2つの検査容器の両方に水を入れてください。
検査容器の口やふたの内側に手などが触れないように注意してください。

250ml 滅菌ポリ容器（細菌試験用）



※すすがずに容器の8分目ほど水を入れてください。

1リットルポリ容器（理化学試験用）



※採水する水で数回すすいでからいっぱいまで水を入れてください。

- 4 ラベル（2枚）に住所・氏名を記入して、検査容器の側面に貼ってください。

三原市港町三丁目5-1
環境 太郎